

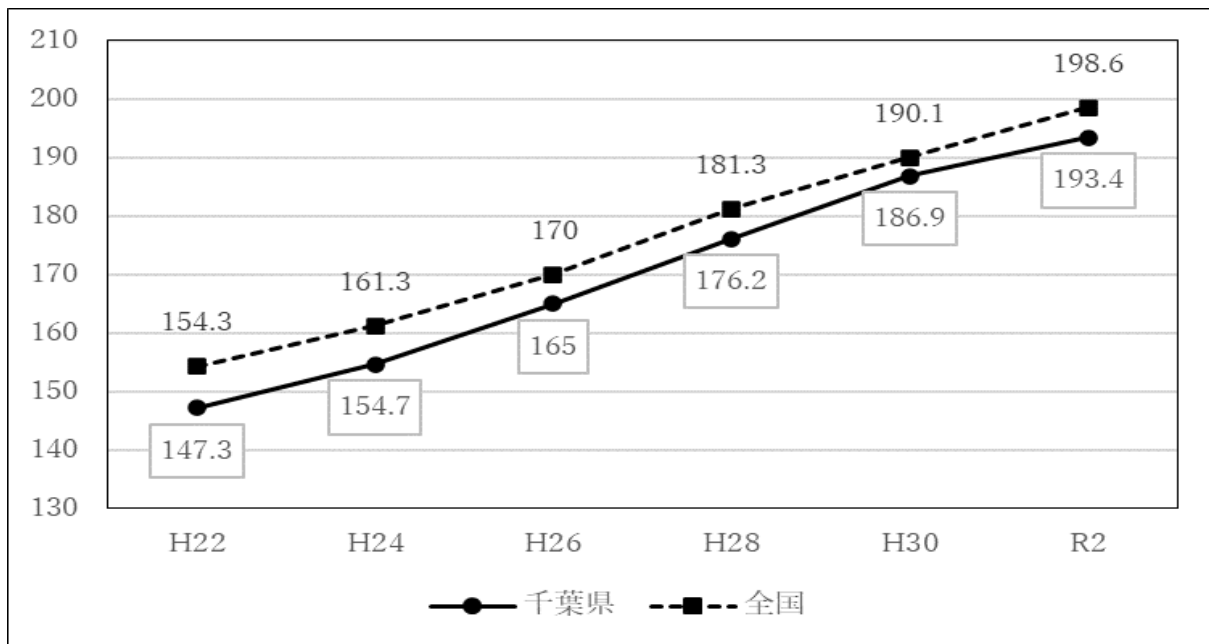
## 薬剤師の養成確保について

### (ア) 施策の現状・課題

本県の薬剤師数は、令和2年末現在、14,823人であり、人口10万対では235.9人と、全国平均255.2人を下回っています。

医療機関及び薬局に従事する薬剤師は、12,154人で全体の80%を占め、人口10万対では193.4人と、全国平均198.6人を下回っています。

図表〇-〇-〇-〇-〇 薬局・医療施設従事薬剤師数（人口10万対）の推移

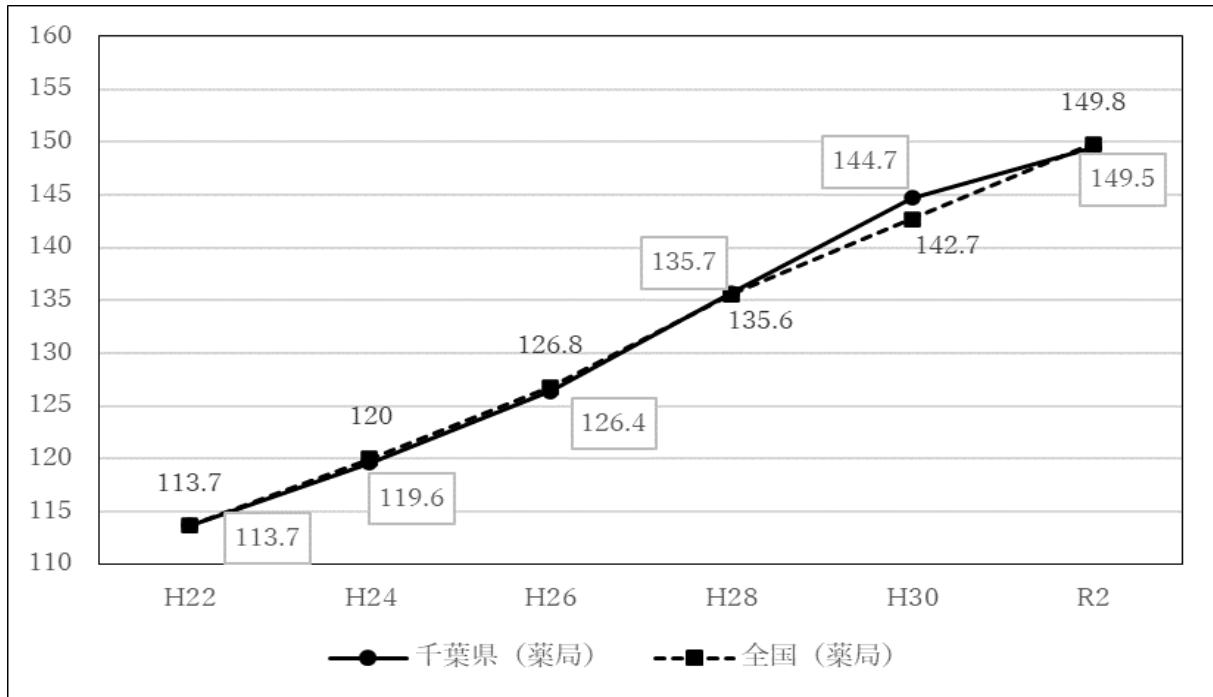


資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

業態別に見ると、薬局に従事する薬剤師は、人口10万対では149.5人と、全国平均149.8人とほぼ同水準であるのに対し、医療機関に従事する薬剤師は、人口10万対では43.9人と、全国平均48.8人を下回っており、薬局と医療機関との間で業態の偏在が見られます。

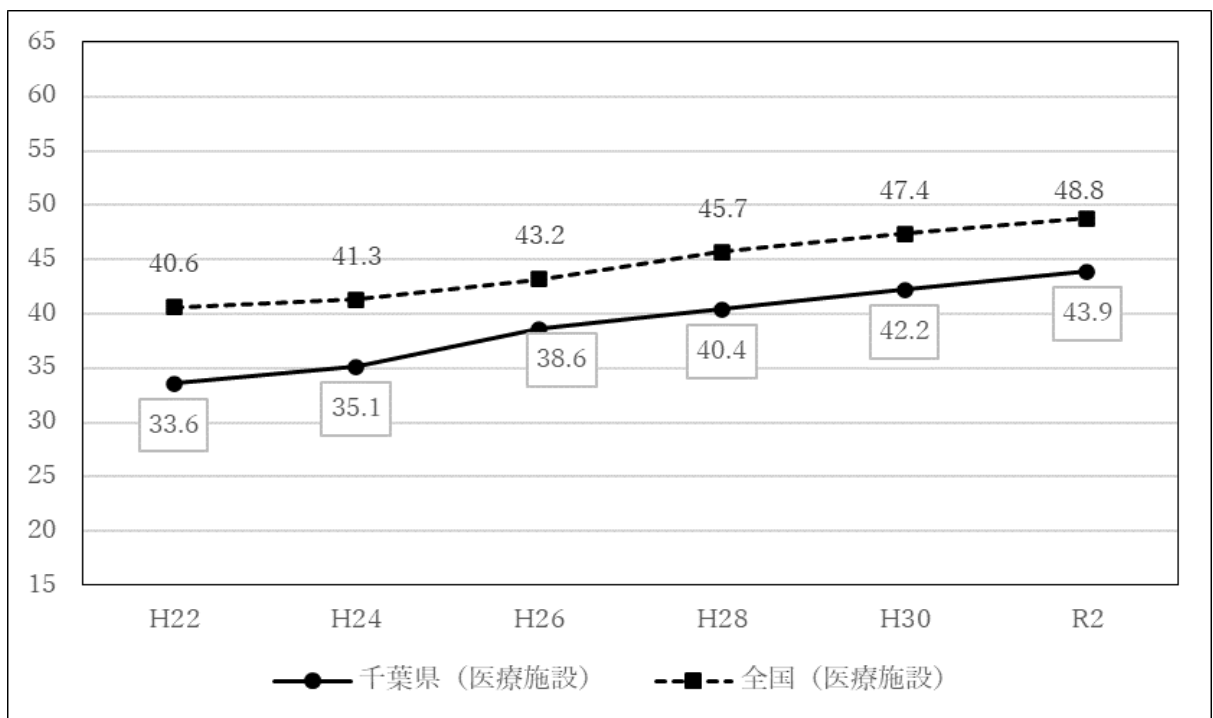
また、令和5年6月に国から示された薬剤師偏在指標において目標偏在指標を下回っている二次医療圏があるなど、就労する薬剤師の地域間の偏在が見られ、新たな薬剤師の確保が困難な地域があります。

図表〇-〇-〇-〇-〇 薬局従事薬剤師数（人口10万対）の推移



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

図表〇-〇-〇-〇-〇 医療施設従事薬剤師数（人口10万対）の推移



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

薬剤師については、地域医療における薬物療法の有効性・安全性の確保や公衆衛生の向上及び増進等に資するため、調剤等の業務に加え、病院薬剤師にあつては病棟薬剤業務やチーム医療等、薬局薬剤師にあつては在宅医療や高度な薬学的管理を行う機能等を中心とした業務・役割の更なる充実が求められています。

また、超高齢社会においては、医療、看護、介護等が一体となった在宅医療体制を構築することが必要であり、地域医療に参画し地域包括ケアシステムにおける薬剤師の役割に対応するため、薬剤師の安定的な確保と資質の向上が一層必要となっています。

このような中、薬剤師自身は、高い職業意識と倫理観を持ち、常に自己研鑽に励み、最新の医療及び医薬品等の情報に精通するなど専門性を高めていくことが必要です。

患者・住民が、安心して薬や健康に関する相談に行けるようにするためには、患者の心理等にも適切に配慮して相談を傾聴し、平易で分かりやすい情報提供・説明を心がける薬剤師の存在が不可欠であり、かかりつけ薬剤師には、こうしたヘルスマニケーション能力が求められています。

#### (イ) 施策展開の方向性

- ・ 研修制度の充実
- ・ 高度な専門性を有する薬剤師の育成
- ・ 就業の促進
- ・ 薬事衛生全般にわたる職能発揮の促進

※本施策については、薬事審議会においても御意見を伺い、検討を進めていきます。